(その1)

収支報告書

※該当箇所に☑すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
東京都内

1 政治団体の名称（ふりがな）しゅうぎいんぎいんいしはらのぶてるのぜいりしこうえんかい
衆議院議員石原伸晃の税理士後援会

2 主たる事務所の所在地 〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北１－８－１９

3 代表者の氏名 深澤公弘

4 会計責任者の氏名 南 耕一

5 平成 27 年分

＊

団体コード	0 1 2 0 0 6 9 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	151,914 円

事務担当者の氏名 南 耕一

電話番号 ０３-３３３８-５４１５

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
㊞		

6005号
28.2.-2
東京都選挙管理委員会
事務局

100580

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☑ 無
公職の種類 （現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 石原伸晃
公職の種類 衆議院議員 （現）候）

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その２)

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　　額
Ⅰ **収　入　総　額**　(1)～(2)計	655,942
(1) 前年からの繰越額	151,914
(2) 本年の収入額　１～６の計	504,028
１ 個人の負担する党費又は会費	
(党費又は会費を納入した人の数)	人
２ 寄附　(1)～(2)の計	200,000
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	200,000
ア 個人からの寄附	140,000
(う　ち　特　定　寄　附)	
イ 法人その他の団体からの寄附	
ウ 政治団体からの寄附	'60,000
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
(2) 政党匿名寄附	
３ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	304,000
(1) (３のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	
(2) (３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	
(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	
４ 借　入　金	
５ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
６ その他の収入　(1)～(2)の計	28
(1) 10万円未満のものの計	28
(2) 10万円以上のものの計	

項　　目	金　　額
Ⅱ **支　出　総　額**　１～２の計	434,610
１ 経常経費の合計　(1)～(4)の計	34,050
(1) 人　件　費	
(2) 光　熱　水　費	
(3) 備品・消耗品費	
(4) 事　務　所　費	34,050
２ 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	400,560
(1) 組　織　活　動　費	24,000
(2) 選　挙　関　係　費	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	376,560
ア 機関紙誌の発行事業費	7,560
イ 宣伝事業費	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	
エ その他の事業費	369,000
(4) 調　査　研　究　費	
(5) 寄附・交付金	
(6) その他の経費	

備　考

Ⅲ **翌年への繰越額**　(Ⅰ－Ⅱ)	221,332

(その３)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
懇談会	304,000	平成27年11月9日
この頁の小計	304,000	
合計	304,000	

(注１) すべての事業収入を記載してください。
(注２) 同一の事業収入は一行に計上してください。
(注３) 政治資金パーティーのうちで、１０００万円以上のパーティーについては（その１０）に詳細を再掲してください。
(注４) 合計は最終頁に記載してください。

(その６)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		
１件１０万円未満のもの	28	
合　　計	28	

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その７)

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
吉田嘉博	5,000	27 5 11	杉並区阿佐谷南１－１８－６	税理士	
〃	5,000	27 7 10	〃	〃	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(15,000)				
深澤公弘	5,000	27 5 11	杉並区阿佐谷北１－８－１７	税理士	
〃	5,000	27 7 10	〃	〃	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(15,000)				
平野弘道	5,000	27 7 10	杉並区成田東５－１２－３	税理士	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(10,000)				
野口匡	5,000	27 5 11	杉並区高円寺南４－２７－４	税理士	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(10,000)				
小澤茂	5,000	27 5 11	杉並区阿佐谷南３－４０－２３	税理士	
この頁の小計	55,000				
その他の寄附					
合計					

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その７)

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
奥田 よし子	5,000	27 11 10	杉並区和田１－４３－３－１２５	税理士	
鳩岡 恒篤	5,000	27 11 10	杉並区高円寺南２－６－８	税理士	
十川 稔	5,000	27 11 10	杉並区阿佐谷南１－１７－１７－３０５	税理士	
風間 治臣	5,000	27 11 10	杉並区梅里２－３－７－３０３	税理士	
~~(計)~~	~~(20,000)~~				
倉橋 暁	5,000	27 5 11	杉並区阿佐谷南２－１４－１０	税理士	
〃	5,000	27 7 10	〃	〃	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(15,000)				
澤登 寛	5,000	27 5 11	八王子市寺町２８－５	税理士	
〃	5,000	27 7 10	〃	〃	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(15,000)				
成田 忠幸	5,000	27 5 11	杉並区永福２－３６－４	税理士	
〃	5,000	~~27 11 10~~	〃	〃	
この頁の小計	60,000				
その他の寄附					
合計					

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その７)

(1，2，3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
(計)	(10,000)				
南 耕一	5,000	27 5 11	杉並区阿佐谷北２－１３－４	税理士	
〃	5,000	27 7 10	〃	〃	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(15,000)				
森下基樹	5,000	27 5 11	杉並区永福２－４２－５－１０１	税理士	
〃	5,000	27 11 10	〃	〃	
(計)	(10,000)				
この頁の小計	25,000				
その他の寄附					
合計	140,000				

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その７)

(1，2，3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人 2.法人・その他の団体 ③.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
東京税理士政治連盟	20,000	27 11 9	渋谷区千駄ヶ谷５－１０－６	渡邉 文雄	
〃	30,000	27 12 16	〃	〃	
(計)	(50,000)				
荻窪税理士政治連盟	10,000	27 11 9	杉並区荻窪５－１６－１２	久保木 浩志	
この頁の小計	60,000				
その他の寄附					
合計	60,000				

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　③. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
監査人報酬	30,000	27 1 20	石場　健三	杉並区高円寺南4－27－17－603	
この頁の小計	30,000				
その他の支出					
合計					

（注１）　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　③. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	4,050				
合計	34,050				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	1．組織活動費　交通費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	24,000				
合計	24,000				

(注1)　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2)　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	3．機関紙誌の発行事業費　会報印刷費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	7,560				
合計	7,560				

(注1)　5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2)　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	6．その他の事業費 懇談会 （11／9）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
飲食費	369,000	27 11 9	株式会社京王プラザホテル	新宿区西新宿２－２－１	
この頁の小計	369,000				
その他の支出					
合計	369,000				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　２８年　２月　１日

政治団体の名称　　衆議院議員石原伸晃の税理士後援会

会計責任者の氏名　　南　　耕　一　　印

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　印

(注１)　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
(注２)　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成28年2月1日

衆議院議員石原伸晃の税理士後援会
代表　深澤　公弘　殿

登録政治資金監査人　石塚健
登録番号　第757号
研修修了年月日　平成21年4月22日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、衆議院議員石原伸晃の税理士後援会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、衆議院議員石原伸晃の税理士後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の第13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

衆議院議員石原伸晃の税理士後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また衆議院議員石原伸晃の税理士後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上